

第14 非常警報設備

1 放送設備の設置方法

- (1) 増幅器、操作部、遠隔操作器の設置場所
 - ア 病院、社会福祉施設等で夜間に勤務者が存するナースセンター等には、遠隔操作器を設置すること。
 - イ 規則第25条の2第2項第3号トに定める防火上有効な措置を講じた位置は、次の(ア)又は(イ)によること。ただし、病院、社会福祉施設等のナースセンター等に設ける遠隔操作器については、この限りでない。
 - (ア) 壁及び天井が不燃材料で造られ、開口部に防火戸を設けた安全に避難できる場所
 - (イ) 避難上有効な屋外への出入口付近の室
- (2) スピーカーの設置方法
 - ア 規則第25条の2第2項第3号ロ(イ)に定める放送区域（防火対象物の2以上の階にわたらず、かつ、床、壁又は戸（障子、ふすま等遮音性の著しく低いものを除く。）で区画された部分をいう。）の運用については、次のとおりとする。
 - (ア) 部屋の間仕切壁については、音の伝達に十分な開口部があるものを除き、固定式か移動式かにかかわらず、壁として取り扱うこと。
 - (イ) 障子、ふすま等遮音性の著しく低いものには、障子、ふすまのほか、カーテン（アコーディオンカーテンを除く。）、つい立て、すだれ、格子戸又はこれらに類するものが該当すること。
 - (ウ) 通常は開放している移動式の壁又は戸であっても、閉鎖して使用する可能性のあるものは、壁又は戸で区画されたものとして取り扱うこと。
 - (エ) 遮音性の高い場所等（カラオケボックス又はカラオケルーム等）は、規則第25条の2第2項第3号ロ(ロ)ただし書に係わず、当該場所を一の放送区域として取り扱うこと。
 - (オ) 特殊な要件の放送区域（残響時間が著しく長い又は短い空間、大空間等）にスピーカーを設ける場合、規則第25条の2第2項第3号ハの基準に基づく音量及び明瞭度の確認については、「放送設備のスピーカーの性能に応じた設置ガイドラインについて（平成11年2月2日付け消防予第25号）」によることとし、工事整備対象設備等着工届又は消防用設備等設置届に当該図書を添付すること。
 - イ 規則第25条の2第2項第3号ロ(ロ)に定める居室、居室から地上に通じる主たる廊下その他の通路、その他の部分の区分については、建基法によること。なお、一般的な名称だけでは区分できない場合があるため、留意すること。

一般的な居室の例	居間、寝室、台所、食堂、書斎、応接間、事務室、売場、会議室、作業室、病室、診療室、宿泊室、観覧席、調理室※1、客室、控室など
一般的な非居室の例	玄関、廊下、階段室、便所、洗面室、浴室※2、脱衣室、倉庫※3、納戸、無人機械室、更衣室、湯沸室、自動車庫、リネン室など

※1 調理室（厨房）は一般的に居室であるが、住宅や共同住宅等の小規模な専用の台所は、居室とみなさない場合もある。

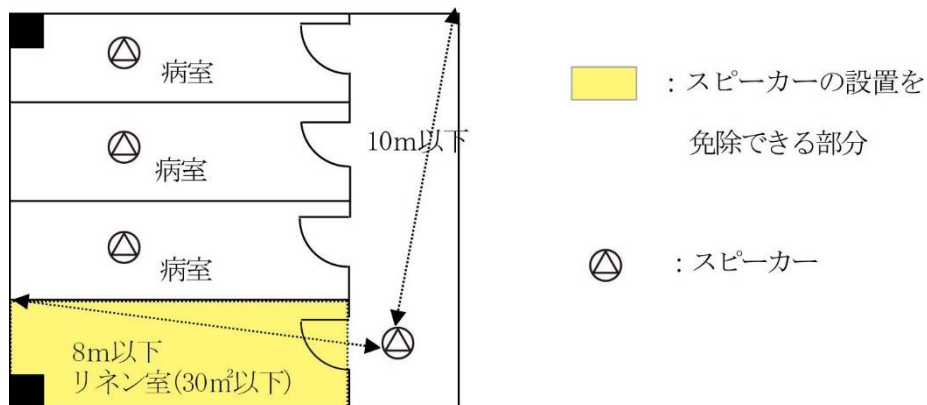
※2 住宅の場合は、浴室・脱衣室を居室とみる必要はないが、公衆浴場や温泉の共同浴場のよう
に継続して使用するものは居室とみる。

※3 倉庫や機械室でも、人が常駐している部分は居室とみなすことがある。

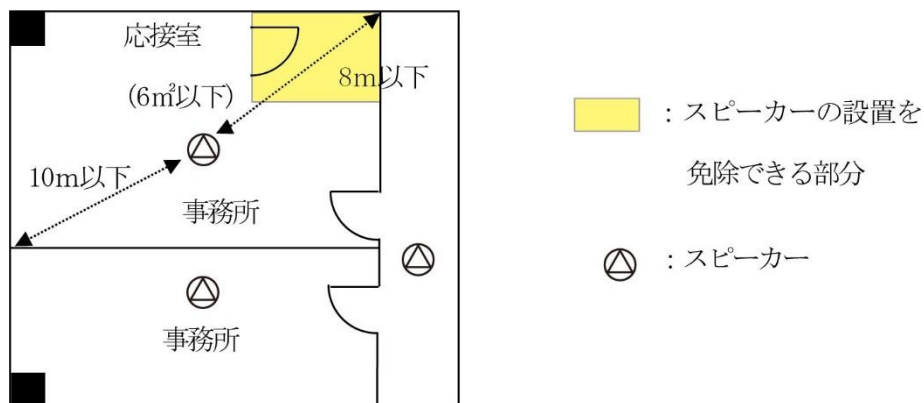
- ウ 規則第25条の2第2項第3号ロ(ロ)ただし書に定めるスピーカーの設置を免除できる放送区域及びスピーカーの設置場所については、次の例によるものとする。

なお、スピーカーを設置する室と免除する室の間に扉等がない場合は、当該スピーカーの設置を免除できないものとする。ただし、浴室、トイレ個室及び小規模（おおむね2㎡以下）なパイプシャフト、ダクトスペースにあってはこの限りでない。

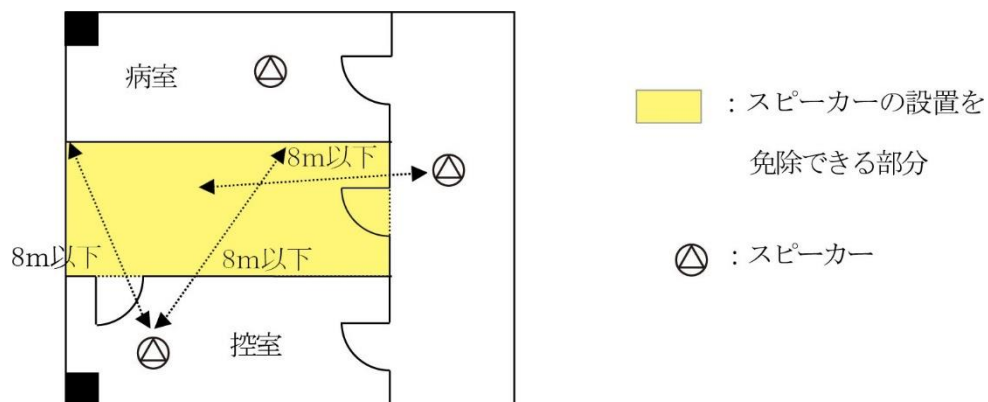
- (ア) 居室及び居室から地上に通じる主たる廊下その他の通路以外の場所において、スピーカーを設置免除できる場合



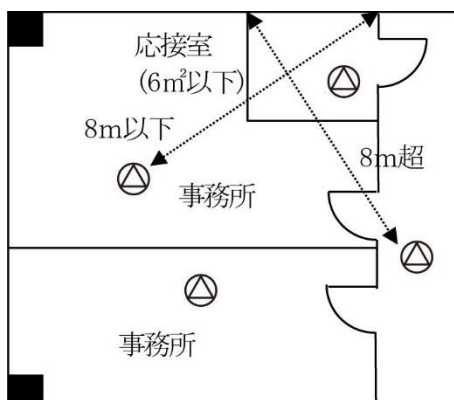
- (イ) 1の隣接する放送区域のスピーカーにより、居室のスピーカーを設置免除できる場合



- (ロ) 2以上の隣接する放送区域の2以上のスピーカーにより、スピーカーを設置免除できる場合



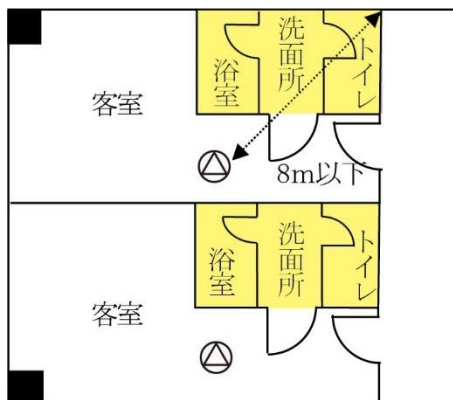
(エ) 居室のスピーカーを設置免除できない場合



⊙ : スピーカー

* 応接室には、事務所との間に扉がないためスピーカーの設置が必要。

(オ) 浴室、トイレ個室について、隣接する放送区域のスピーカーにより設置免除できる場合

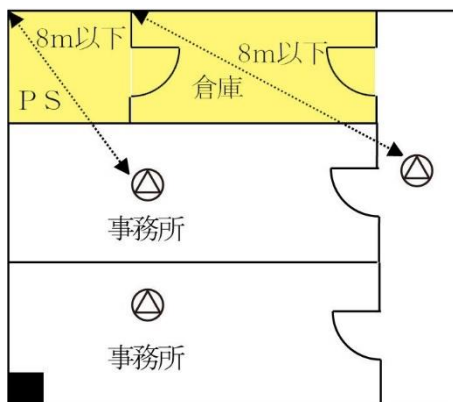


■ : スピーカーの設置を
免除できる部分

⊙ : スピーカー

* ホテル客室等のユニットバス、トイレ個室については、扉がない隣接放送区域のスピーカーによる包含も認めることができる。

(カ) 小規模なパイプスペース、ダクトスペースについて、隣接する放送区域のスピーカーにより設置免除できる場合

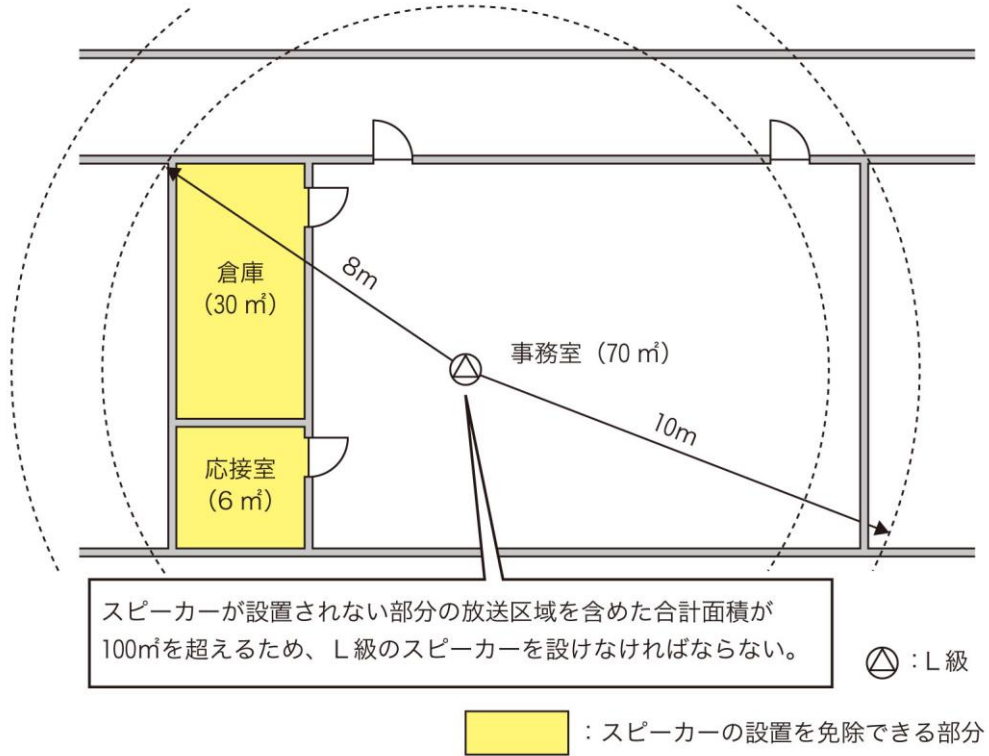


■ : スピーカーの設置を
免除できる部分

⊙ : スピーカー

* 小規模なパイプスペース、ダクトスペースについては、扉がない隣接放送区域のスピーカーによる包含も認めることができる。

エ 規則第25条の2第2項第3号ロ(イ)は、放送区域の面積によって設置できるスピーカーの種類を区分しているところであるが、スピーカーが設置されない放送区域が存する場合は、直近のスピーカーが受け持つ放送区域の合計面積を算定したうえで、当該面積に対応する種類のスピーカーを設置するよう指導すること。



スピーカーの種別	放送区域の大きさ
L 級	100㎡を超える
L 級又はM級	50㎡超え100㎡以下
L 級、M級又はS 級	50㎡以下

オ 寄宿舍、下宿、共同住宅又はサービス付き高齢者向け住宅の住戸部分については、令第32条を適用して、住戸内の扉等の設置にかかわらず、各住戸（メゾネット型住戸等の2以上の階にまたがるものについては各階ごとの部分）を一の放送区域として取り扱って差し支えないものとする。なお、設置するスピーカー数については、当該防火対象物の用途を勘案して、当該放送区域（住戸部分）の延べ面積に対応する種類のものを一つ設ければよいものとする。

カ 防火対象物の屋上をテラスや駐車場等に利用する場合にあっては、当該部分に有効に音響が聞こえるように、屋外型スピーカーを設置すること。

(3) 非常警報以外の放送遮断

規則第25条の2第2項第3号リ及び「非常警報設備の基準」（昭和48年消防庁告示第6号。以下「告示6号」という。）第4・1(4)に定める非常警報以外の放送（地震予報等に係る放送（気象業務法第13条の規定により気象庁が行う同法第2条第4項第2号に規定する地震動についての同条第6項に規定する予報及び同条第7項に規定する警報、気象業務法施行規則第10条の2第1号イに規定する予報資料若しくは同法第17条第1項の許可を受けた者が行う地震動についての予報を受信し又はこれらに関する情報を入手した場合に行うものをいう。））を遮断することができる防火対象物の区域については、非常警報の放送が行われる防火対象物の当該区域とすることができるものとする。

なお、火災の際に遮断しなければならない非常警報以外の放送から、地震動予報等に係る放送で、これに要する時間が短時間であり、かつ、火災の発生を有効に報知することを妨げないものについては除くものとする。

また、地震動予報等に係る放送を行う機能を有するものにあつては、地震動予報等に係る放送を行っている間に、起動装置若しくは操作部を操作した場合又は自動火災報知設備等から起動のための信号を受信した場合には、地震動予報等に係る放送が終了した後、直ちに、かつ、自動的に非常警報の放送を行うものであること。

(4) 遠隔操作器等から報知できる区域

規則第25条の2第2項第3号ヲにより、遠隔操作器からも防火対象物の全区域に火災を報知することができるものであることとされているが、全区域に火災を報知することができる操作部又は遠隔操作器（以下「遠隔操作器等」という。）が1以上防災センター等に設けられている防火対象物にあっては、令第32条の規定を適用して、次のアからウに掲げる場合は、遠隔操作器等から報知できる区域を防火対象物の全区域としないことができるものとする。

なお、本項目の適用に際しては確認申請書類及び工事整備対象設備等着工届出書等にその旨を明記させるものとし、区分放送をする遠隔操作器等の付近の見やすい位置に放送区域一覧図（当該遠隔操作器等が受け持つ放送区域を防火対象物の平面図等に明示した一覧図）を掲げるものとする。

また、2以上の操作部相互間で同時に通話できる設備はエのとおりとするものとする。

ア 管理区分又は用途が異なる一の防火対象物で、遠隔操作器等から遠隔操作器等が設けられた管理区分の部分又は用途の部分全体に火災を報知することができるよう措置された場合

イ 防火対象物の構造、使用形態等から判断して、火災発生時の避難が防火対象物の部分ごとに独立して行われると考えられる場合であって、独立した部分に設けられた遠隔操作器等が当該独立した部分全体に火災を報知することができるよう措置された場合

ウ 病院、老人福祉施設等のナースステーション等に遠隔操作器等を設けて、入院患者等の避難誘導を行うこととしている等のように、防火対象物の一定の場所のみを避難誘導の対象場所とすることが適切と考えられる場合であって、避難誘導の対象全体に火災を報知することができるよう措置された場合

エ 規則第25条の2第2項第3号ヲに定める操作部又は遠隔操作器等のある場所相互間で同時に通話できる設備（以下「相互通話設備」という。）については、次のいずれかの設備とする。なお、相互通話設備の配線は耐熱配線とすること。

(ア) インターホン

(イ) 非常電話

(ウ) 構内電話で非常用の割り込みができるもの又はこれと同等以上の性能を有するもの

(エ) 自動火災報知設備の受信機等で相互同時通話ができるもの

(5) 音声警報音のメッセージ

ア メッセージの例

告示6号第4・3(3)に定めるメッセージについては、次の文例又はこれに準ずるものとし、繰り返し放送されるように構成すること。

(ア) 感知器発報放送（女声）

「ただいま〇階の火災感知器が作動しました。係員が確認しておりますので、次の放送にご注意ください。」

(イ) 火災放送（男声）

「火事です。火事です。〇階で火災が発生しました。落ち着いて避難してください。」

(ウ) 非火災放送（女声）

「さきほどの火災感知器の作動は、確認の結果、異常がありませんでした。ご安心ください。」

イ 外国人に配慮したメッセージ

アに定めるメッセージでは情報を十分に理解することが難しいと想定される外国人が多数利用する防火対象物にあっては、当該防火対象物の利用形態、管理形態及び利用する外国人の特性等の実態に応じて、次により措置すること。

(ア) 日本語メッセージの後に、原則として英語のメッセージを付加すること。

ただし、当該防火対象物の実態等に応じて、英語以外の中国語（北京語の発音と北京語を含む北方方言の文法・語彙を基礎とする共通語をいう。）や韓国語その他の外国語を英語に代えて、又は、日本語と英語の後に付加しても差し支えない。

(イ) メッセージの繰り返し時間が必要以上に長くないよう、4ヶ国語以内とし、告示第6号第4・4(1)に定める放送の1単位を感知器発報放送及び非火災報放送にあっては60秒、火災放送にあっては90秒を目安として、できる限り短くすること。

(ウ) 感知器発報放送、火災放送及び非火災報放送で使用する外国語は同一のものとする。

(エ) メッセージは努めて理解し易い表現とすること。

ウ メッセージの特例

- (ア) 放送設備が階段、エレベーター昇降路等の堅穴部分の感知器の作動により起動した場合は、火災が発生した場所に係るメッセージは入れなくても差し支えないものとする。なお、この場合はマイクロホン放送により対応するように指導するものとする。
- (イ) 放送設備を手動により起動させた場合は、火災が発生した場所に係るメッセージは入れなくても差し支えないものとする。なお、この場合はマイクロホン放送により対応するように指導するものとする。
- (ウ) 防火対象物の利用形態、管理形態等により、アに示すメッセージでは支障が生じるおそれのあるものについては、予防課長と協議するものとする。

(6) 認定等

放送設備に使用する機器は、認定品又は告示6号に適合するものとする。

(7) 放送設備の起動装置等

放送設備には規則第25条の2第2項第2号の2の基準に基づき起動装置を設けるものとし、規則第24条第5号により自動火災報知設備の地区音響装置を省略する場合にあっても、自動火災報知設備と連動させ、作動した階又は区域を自動火災報知設備に表示させるものとする。なお、非常電話を起動装置としないこと。

(8) 配線等

規則第25条の2に定めるもののほか、次のとおりとする。

ア 増幅器と操作部は規則第25条の2第2項第3号ルに定める場所に設置し、増幅器と操作部をそれぞれ異なった場所に設置する場合は、増幅器から操作部までの配線は、規則第25条の2第2項第4号ニの例によるものとする。

ただし、増幅器から操作部又は操作部から増幅器に非常電源を供給する場合の電源回路は、耐火配線とすること。

イ 遠隔操作器のみが規則第25条の2第2項第3号ルに定める場所に設置される場合で、増幅器又は操作部から非常電源が供給される場合の電源回路は、耐火配線とするものとする。

ウ 火災時に火災階のスピーカー回路が短絡した場合、感知器発報放送後の火災放送が、当該階に報知できなくなるおそれがあることから、次のとおり複数回線化（スピーカー回路を複数回線とするか、若しくは回路分割装置によりスピーカー回路を2以上に分割することをいう。）を図るよう指導するものとし、(ア) a、bに示す防火対象物には特に留意すること。

(ア) 特に留意を要する範囲

- a 令別表第1(5)項、(6)項及び(10)項（(5)項及び(6)項の用途に供される部分に限る。）の防火対象物
- b カラオケルーム、会議室等の小規模な部屋が連続する防火対象物又は防火対象物の部分

(イ) 複数回線化の方法

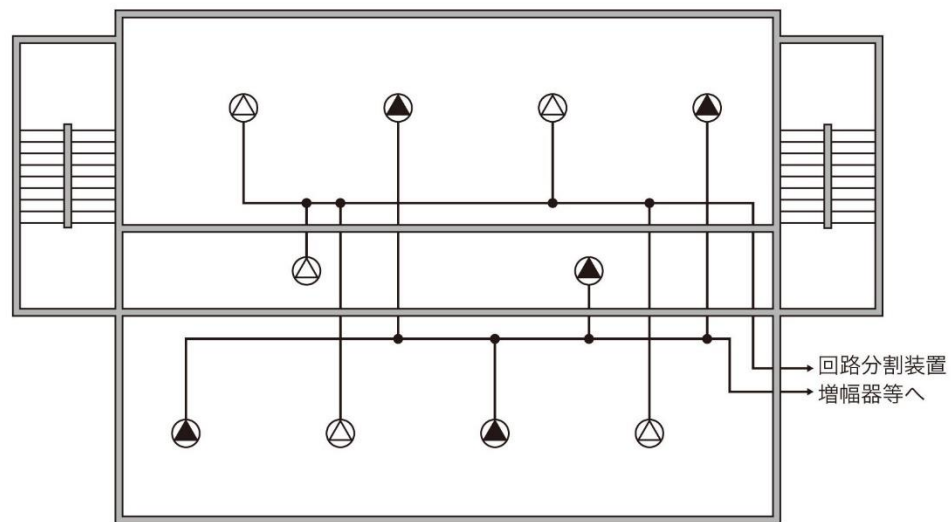
- a スピーカー回路を複数回線により構成する方法
- b スピーカー回路分割装置（以下「回路分割装置」という。）により、スピーカー回路を2以上に分割する方法

(ウ) 回路分割装置は、次によること。

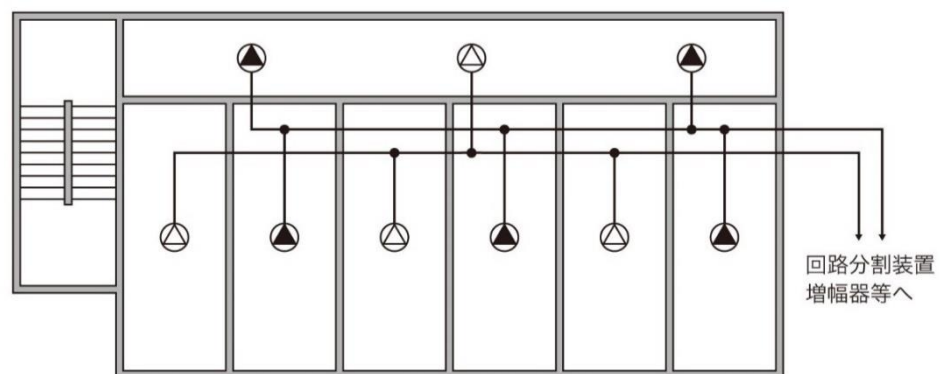
- a 設置位置は次のとおりとする。
 - (a) 原則として階ごとに設置すること。
 - (b) 防火上有効な措置を講じた場所（1(1)参照）に設置するか、又は不燃性の箱に収納する等の措置を講ずること。
なお、回路分割装置の箱が不燃材料で作られているものは、不燃性の箱に収納されているものと同等として取り扱うものとする。
 - (c) 点検に支障のない場所に設置すること。
- b 回路分割装置を使用して複数回線化した場合は、その旨を放送区域一覧図に記載し、操作部等の付近の見やすい位置に掲げること。

(エ) 複数回線化した場合の配線方法については、次の例によるものとする。

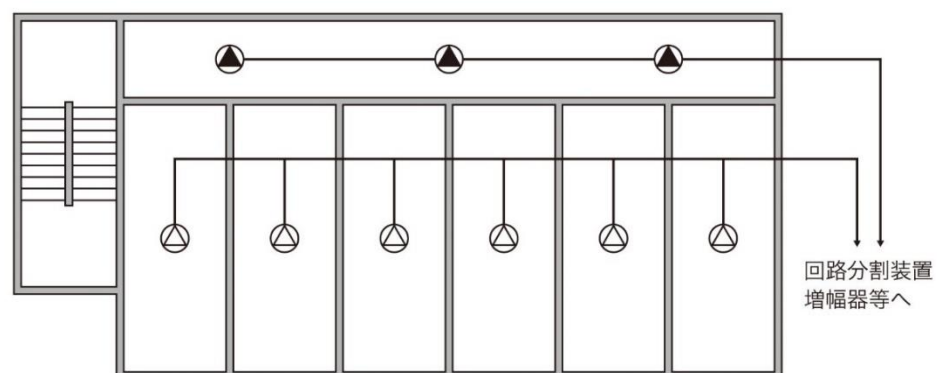
a 隣接するスピーカーを複数回線化した例1



b 隣接するスピーカーを複数回線化した例2



c 居室と共用部分を複数回線化した例3



2 操作要領及び管理運用

(1) 放送設備の操作要領

放送設備の機能については、告示6号第4・4(2)に定められているところであるが、その機能は放送設備を次のように操作することを想定したものであるため、操作が的確に行われるよう防火対象物の関係者を指導するものとする。

なお、この内容は、放送設備の表示事項であり、取扱方法の概要にも記載されているので、指導の際に活用すること。

ア 自動火災報知設備の感知器が作動した旨の信号（火災表示をすべき火災情報信号（アナログ感知器信号）を含む。以下同じ。）により起動する場合

(ア) 感知器発報放送の起動

感知器からの信号により自動的に行う。

(イ) 火災放送の起動

a 告示6号第4・4(2)イ(ロ)に定める場合は、自動的に行う。

b aによる自動起動が行われる以前に、当該感知器発報区域付近等にいる現場確認者又は防災センター等から現場の確認に行った者（以下「現場確認者」という。）から火災である旨の通報を受けた場合等、操作者が火災が発生した旨の情報を得た場合は、手動により起動する。

(ウ) 非火災放送の起動

現場確認者から火災が発生していない旨の通報を受けた場合は、手動により起動する。

イ 発信機により起動する場合

(ア) 感知器発報放送及び火災放送の起動

告示6号第4・4(2)ロによる。

(イ) 非火災放送の起動

2(1)ア(ウ)による。

ウ 感知器発報放送を手動により起動する場合

(ア) 感知器発報放送の起動

内線電話等により火災が発生した可能性がある旨の通報があった場合は手動により起動する。

ただし、操作者の判断により感知器発報放送を省略して、火災放送を起動できるものとする。

(イ) 火災放送の起動

a 告示6号第4・4(2)ハに定める場合は、自動的に行う。

b aによる自動起動が行われる以前に、現場確認者から火災である旨の通報を受けた場合等、操作者が火災が発生した旨の情報を得た場合は、手動により起動する。

(ウ) 非火災放送の起動

2(1)ア(ウ)による。

エ 音声警報音による放送中にマイクロホン放送をする場合

告示6号第4・4(2)ホに定めるように、音声警報音による放送中であっても、操作者によるマイクロホン放送が優先されるため、火災等の状況に応じて、適宜、操作者によるマイクロホン放送を行うことができる。

(2) タイマーの設定等

告示6号第4・4(2)イ(ロ) c 及び同ハ(ハ)に定める、火災が発生した旨又は火災が発生した可能性が高い旨の信号については、感知器発報放送が起動してからタイマーにより作動する一定の時間を経過した旨の信号とし、一定の時間については、防火対象物の規模、利用形態、管理形態、内装制限の実施状況、現場確認に必要な時間等を勘案して、次のとおりとする。

なお、設定については消防法第17条の3の2に定める検査時に行うこと。

ア 現場確認者と防災センター等の監視者が確保され、現場確認者等から内線電話等により現場確認の通報が当該防災センター等に伝達される体制が整っている場合は、5分以内とする。

イ ア以外の場合は、3分以内とする。

(3) 非常電話等

非常電話の親機は防災センター等に、子機は中央管理室及び設置を要する階の非常用エレベーターホール、連結送水管の放水口又は屋内消火栓箱のいずれかの付近に設けること。

(4) 区分鳴動方式

規則第25条の2第2項第3号チに定める区分鳴動方式で作動するように設定された場合は、一定の時間が経過した場合又は新たな火災信号を受信した場合、当該設備を設置した防火対象物又はその部分の全区域に自動的に警報を発するように措置すること。

なお、一定の時間とは、防火対象物の用途、規模並びに火災確認に要する時間、出火階及びその直上階等からの避難が完了すると想定される時間等を考慮し、おおむね数分とし、最大でも10分以内とする。